

水源連第4回総会と相模川見学会の報告

(1997年11月8日)

【概要】

11月8日、神奈川県津久井郡の相模湖トリム研修センターで、水源開発問題全国連絡会の第4回総会がおこなわれ、全国から約60名の参加をみることができました。多くの皆様のご協力ありがとうございました。

これまでの総会は、地域の運動団体と共催の全国集会の前日の夕方から、という形で持たれてきました。そのために会議の時間が足りなくて、ややもすると討議が中途半端になってしまいがちでした。今回は「討論の時間をできるだけ保証しよう」ということで、午後のすべてを、総会に使いました。

多くの検討課題があったこと、各地からの積極果敢な運動の報告が充実していたこと、総会参加者からの発言・相互討議が多くあったことなどで、用意していた時間が瞬く間に過ぎてしまいました。

総会の全体討議では、事務局からの提案についての討議だけではなく、参加者の問題意識に基づく発言に重きを置いたため、総会で特に取り決めたことはありません。各地で多くの仲間が元気に活動をしていること、その活動が「水源開発・ダム事業の見直し」に対する国や都道府県の厚い壁を確実に砕きはじめていることを、参加者が互いに感じ採れたことは、これからの運動の励みになるでしょう。

互いの仲間意識の共有、連帯感の共有、おぼ

ろげながらもこれからもやって行けるぞという意識の共有、これらを獲得できたことが、今回の水源連総会の意義であったと思います。

水源連の総会は作戦会議の意味も併せ持っています。今回の総会はその意味では不十分といわざるを得ません。欲を言えばきりがありませんが、次回の総会には、もう少し作戦会議としての機能を持たせる工夫が必要と考えています。

翌11月9日の相模川見学会では、①ダムができてから問題になる堆砂物除去による自然破壊、②宮ヶ瀬ダムと相模大堰がともにまったく不要なものであること、③それらが自然生態系を破壊している姿等を具体的に学びました。

ダムを造って使い始めると必ず堆砂が進み、ダムの有効性を保つにはその堆砂物を除去しなければならなくなる、その結果（除去した堆砂物の捨て場）として、谷間の埋め立てが進められることを肌で感じ取ることができました。

必要性が乏しい水源開発と施設建設が、自然生態系を壊し、その一方で市民に財政負担を強いる構造がここにもありました。

私たちの運動を益々強化しなくては、と新たな意気込みを焚き付けられる見学会でした。

事務局は、総会で当方が提起した事項および皆さんから提起された事項を具体的な運動に取り入れるため、記録の読み返しと整理をしています。

総会に出席された皆さまに、また、総会に出席できなかった皆さまに、この総会報告書が運動の参考になれば幸いです。

また、この報告集を読まれて、ご意見がございましたら、是非、事務局までお寄せ下さい。

【総会の内容】

総会は以下の次第で進行しました。氏名は発言担当者です。なお、敬称は省略いたします。

開会（14：35）

司会挨拶 上原公子

挨拶 藤野町町議会議員 三宅節子

主催者挨拶

水源開発問題全国連絡会 代表 矢山有作

第1部

経過報告と問題提起（14：50）

1. 事務局からの経過報告

2. 休止ダム・足踏みダムについて

現地からの報告

新月ダム 熊谷博之

佐梨川ダム 高見 優

大野ダム 松本氏急用につき、事務局

松倉ダム 地元忙しく、事務局

事務局からの報告

質疑

3. 審議委員会の総括と今後の取り組み

現地からの報告

川辺川ダム 原 豊典

苦田ダム 矢山有作

細川内ダム 藤田 恵

第十堰 姫野雅義

足羽川ダム 清水清一

酒井興郎

徳山ダム 近藤ゆり子

渡良瀬第2 高松健比古

事務局からの報告

質疑

4. 河川法改正問題の総括と今後の取り組み

事務局からの報告

質疑

5. 各地からの報告と討議

長良川河口堰 村瀬惣一

相模川関係 氏家雅仁

思川開発

伊藤武晴

6. 会計報告

事務局

第2部

これからの運動を有利にするために（19：30）

1. 国会議員の有効活用（質問主意書について）

質問主意書とは 梅坂英樹

その実例 高野 勉

2. 各地域で「時のアセス」を 上原公子

3. 今後の運動を有利にするために 嶋津暉之

（1）事業者が参加した公開シンポジウムを

（2）ダム事業の財政分析

4. 質疑

第3部 1部・2部を通した全体討論（20：15）

閉会（22：30）

●報告内容

総会当日は、あらかじめ作成しておいた資料集に基づいて、議事が進行しました。

ここでは、事務局からの報告事項についてその抄録を記載いたします。なお、討議で出された御意見の要旨は、うしろにまとめて記載してありますので、御参照下さい。

水源開発問題全国連絡会 1996年12月以降の活動報告

1996年11月23、24日に大垣市で開かれた第3回総会以降の水源連の主な活動を報告します。

1. 概要

ダム等事業審議委員会への対応と河川法改正への対応に明け暮れた一年でした。一方、建設省は去る8月26日に独自の見直し結果として、3事業の中止、9事業の休止、40事業の足踏みを発表しました。きわめて不十分な見直しではありますが、この建設省の動きは、これまで各地で闘われている反対運動の成果でもあります。

2. ダム等事業審議委員会の主な動きと対応 別項（5頁）参照

第十堰建設事業審議委員会以外は答申ないし中間答申を発表。

推進の答申が出された事業についても地元では、事業者に対してその欺瞞性を明らかにするための公開シンポジウムや勉強会、直接交渉などが続けられています。

3. 質問主意書の提出

96年12月16日

竹村泰子参議院議員「ダム等事業に係る事業評価方策の試行に関する質問主意書」提出

97年1月28日 答弁書

96年12月16日

秋葉忠利衆議院議員「苫田ダム建設事業に関する質問主意書」提出

97年1月28日 答弁書

97年4月

秋葉忠利議員「苫田ダム建設事業に関する質問主意書」再提出

97年5月30日 答弁書

4. 河川法改正に向けた取り組み

別項（9頁）参照

96年12月

建設省の河川審議会、河川法改正を求める提言を提出

水源連有志、河川法市民会議に参加し、市民の手による河川法改正案の作成に取り組む

97年4月8日

シンポジウム「河川法改正をめぐる」を開催
夜、代表者会議を持つ

4月9日

建設省に水源開発問題全国連絡会としての改正案骨子を提示

5月7、9日

衆議院建設委員会を傍聴、政府案が委員会を通過

5月28日 政府案、成立

6月3日 公布、6ヶ月後以内に施行

5. 建設省「ダム事業の総点検」発表への対応

97年7月26日

「建設省は1998年度政府予算の概算要求で、全国のダム建設事業のうち10カ所程度を中止し、約100カ所で付け替え道路などの関連事業を凍結する大幅な見直しを決めた」の報道流れる。

8月19日

上記記事について建設省から事実聴取

1. 見直し対象は、直轄・公団・補助事業すべて

2. 見直しを行う直接の要因は公共事業費の一律削減である

3. 必要性、緊急性の有無も判断材料の一つである。

8月26日 建設省、「ダム事業の総点検」発表

10月13日

竹村泰子参議院議員、「ダム事業の総点検に関する質問主意書」提出

6. 水源開発問題全国連絡会としての

1年を振り返ると

水源連の結成目的は、①互いに連携を取り合い助け合う、戦術戦法を練る、②水源開発の欺瞞性をアピールし、世論の喚起を促す、③力を結集して建設省などと交渉し、水源開発計画の見直し・中止を求める、にあります。

この1年は、「水源連だより」を4回発行することができました。機関紙を通して各地の状況、国の動きを互いに知らせあうことは重要なことです。今後も更に充実させるため、各地からの生の情報をどんどん寄せ合いましょう。

審議委員会関係では足羽川ダム建設事業審議委員会の勉強会で反対論を科学的に提示することができました。また、答申が出された事業について、事業の欺瞞性を明らかにするべく公開シンポジウムや勉強会に、事務局からパネリスト等として出席しました。公開シンポジウムや勉強会ではどうしても科学的な検討に基づいた討論が不可欠です。事務局の体制を強化して、各地の運動の手伝いができるように心がけたいものです。

河川法改正問題では、シンポジウムの開催、代表者会議、建設省への水源連案の提示、等をおこないました。これからは河川行政に市民が直接参画できる法体系を探る必要があります。

第三者機関としての見直し機関設置に向けての運動は中断しています。ダム等事業審議委員会問題の総括、河川法改正問題の結果、各地で展開されているダム反対の運動の状況を踏まえて、最も良い取り組みかたを探る必要があります。

す。

上記3つの目的をより現実のものとするために、①水源連の仲間は互いに発信しあうこと、②必要に応じて、代表者会議などを持ち、より効果的な運動の進め方について意見交換をしていくことが必要と考えます。

ダム事業見直しについて

建設省は8月26日、1998年度予算の概算要求にあたって全国各地のダム事業について、必要性や緊急性が薄れたとして6ヵ所の中止を含め約88ヵ所の計画見直しを発表した。

「一度動き出したら止まらない」と言われる公共事業の中では、今回の措置は異例。公共事業費削減のあおりを受けているとは言え前例のない措置が取り入れられたことに対しては、ある程度の評価には値する。しかし、見直し対象の約八割の約70ヵ所は事業費は認めないものの基礎調査は続行する「足踏み」事業にするなど、財政の好転や地元の条件が整えばいつでも再建可能な道を残すなど、本格的なダム事業見直しとは言えない面もある。また休止ダム事業については、基本的には代替案の検討を行う位置づけとなっており、今後どのように形を変えて事業が復活するのか不明である。今後の動向を注視する必要があるだろう。

<総括>

足踏みダムは事業の進行に遅れが生じただけで、基本的には続行宣言が出たというくらいに据えていた方が良くかもしれない。

休止ダムについては何らかの思惑（方向性）があると見た方がよい。今の段階で思惑（方向性）の见えないダムは、足踏みダムとなっているはずである。「休止」という語がついているが、あくまで今の事業計画を休止して、代替案の検討を行うのであり、別の形で事業が復活する可能性は大きい。（「トピックHさんの話《小森川ダム建設事業休止の不可思議》」参照）

トピックHさんの話

《小森川ダム建設事業休止の不可思議》

建設省が発表したダム事業総点検結果の休止ダム事業9ヶ所のリストに埼玉県の小森川ダムが入っていた。小森川ダムは水源連においてはあまり名前があがってこないなじみの薄いダムであるが、埼玉県補助事業のダムであり、ダム高は100mを超え補助ダムクラスではかなり大きなダムである。

小森川ダム休止の記事を見たときに私は即座に「なるほど、そうきたか」と思った。話を説明する前にHさんと小森川ダムの関係を述べると、Hさんは建設コンサルタント企業の河川計画担当技師として、埼玉県ダム砂防課からの委託業務として埼玉県ダム適地調査を行っていた。この時、この小森川ダムに目をつけた。このダムは地形、地質条件が非常によく、荒川水系では現在建設中を除き唯一実現可能なダムサイトといっても良いものであった。Hさんは当時、埼玉県の担当者とともにこのダムの実現に動いた。しかし実現にあたって困ったことが二点あった。

一点目は根本的な問題であるが、事業の費用効果が出ないのである。埼玉県は実際渇水には苦しんでおり、どうしても自前の水源がほしかった。しかし小森川ダムの事業費を都市用水だけで負担することは不可能である。

ここで他の多くのダムでもやっているように洪水調節の目的で国庫負担をもらい、都市用水の負担を軽減させる必要があるのだが、ダムサイト下流は人家も少なく、洪水被害予想額があまりにも少なく治水の費用効果が出せない状態であった。

二点目の問題は、このダムサイト下流に建設省が間庭ダムという荒川上流ダム群の一つを計画していたことである。小森川ダム開発を埼玉県が行うには、この間庭ダム計画は建設省に手を引いてもらうことになり、建設省との調整が必要となる。

上記二点の特に二点目の間庭ダム計画との調整の問題で建設省は難色を示した。

その後、このダム事業実現にあたっては政治的な駆け引きの様相が強まってきた。そんなあ

る日、「小森川ダムは埼玉県に決まった」という知らせが入ってきた。その後の打合せの中で、建設省担当者は「小森川ダムを県に取られてしまった。」と言っていたという。決定にあたってどのような政治的な動きがあったのか、一技術担当者のHさんにはわからない。とにかく小森川ダムは埼玉県が建設を行うことになった。

ようやく事業の実施調査要求は認められた訳であるが、次の建設要求はなかなか認められなかった。先の一点目の費用効果の問題点を建設省はさかんについてきたのだ。本来一点目の問題は事業の必要性、妥当性の根幹に関わるため、建設省がこの点についてくることは真っ当だと言えるのだが、同様の問題を抱える他のダムにはあまり深くは言っていない。なぜか小森川ダムには厳しい治水妥当性をチェックしてきた。さらに利水についても貯留制限等の厳しい条件を建設省は付けてきた。

このように建設省は小森川ダムには厳しい条件を出し、最後まで建設要求を認めなかった。今回のダム事業見直しで小森川ダムは休止ダムとなった。治水妥当性が出ないダムが休止になったことは素直に受け止めるべきかもしれない。しかしHさんはそう素直には受け止められない。このダムは、地形地質条件がよく、水没家屋が少なく、しかも大きな反対運動もなく、ダム建設には非常に適しているのだ。治水妥当性がない問題は、荒川支流では妥当性がないだけであって、建設省の荒川上流ダム群という位置づけでは、治水妥当性の根拠付けはいくらでも付けられるのである。

休止ダム事業の定義は、「代替案も含めた見直し検討を行うダム事業」となっている。建設省はこのダムサイトを欲しがっていた。見直した結果、小森川ダムを荒川上流総合開発の位置づけに組み込む可能性は大きい。もしそうなれば小森川ダムは、隣の薄川からの導水事業ともあわせ、さらに巨大な事業となって復活するであろう。

荒川上流は東京都の水瓶という位置づけからあまりにもダムが多い。上流部の自然をこれ以上破壊してダムが必要であろうか。小森川ダムの今後の行方には注視していきたい。

1. 概要

1995年6月30日、建設省が「ダム等事業の再評価システムの試行」を発表しました。「一層の透明性、客観性の確保を図る」がその建前とされています。今後新たに事業化する全ての事業とすでに実施中の11（後に13）事業を対象としました。

各地方建設局は同年8月頃から「ダム等事業審議委員会」の設置を開始し、翌年の3月13日には、沙流川総合開発事業審議委員会が「二風谷ダムの試験湛水を認める」という中間答申を出しています。1997年11月3日現在では11の「ダム等事業審議委員会」が中間答申もしくは最終答申を出し、第十堰関係は審議中、細川内ダム関係は未設置となっています。

水源連は1995年7月26日、「ダム等事業の再評価システムの試行」の発表を受け、「この試行は①第三者機関による見直しでないこと、②実質的な事業推進者である知事に審議委員の推薦を委任していること、③住民等の参加が保証されていないこと、④審議委員会の一般公開が保証されていないこと」などから、「公正な見直しはまったくの建前で、その意図は、ダム等事業計画にお墨付きを与え、全国で闘われている水源開発反対運動を切り崩すことにある」ととらえ、本試行の白紙撤回を求めると同時に、公正な見直しをおこなうための第三者機関の設置を要求する声明を発表しました。この考え方に基づいて、建設省をはじめ、国会関係者、マスコミ等へのはたらきかけなど、多くの取り組みを行ってきました。

一方、住民団体の反対にもかかわらず「ダム等事業審議委員会」が進行してしまうので、各住民団体はその状況に応じた対応をしてきました。事務局としてもできる限りの応援をしてきました。

2. ダム等事業審議委員会の実態

(ダム等審議委員会総括表参照)

1. 答申の特徴は？

中間答申も含め答申が出たところは、殆どすべてが既定方針を追認している。

新たに基本計画が策定される成瀬ダム、高梁川総合開発の場合は、2～3ヶ月で答申がでている。

2. 公開性、透明性は？

ただ聞き置くだけの公聴会。5委員会は公聴会すら開いていない。

一般住民への非公開。原則一般公開は宇奈月ダム事業審議委員会のみ。

3. 専門的検討はされたか？

専門部会報告あるいはそれに類する報告がついていたものは、苫田ダム、徳山ダム、成瀬ダ

ム、高梁川総合開発のみ。しかしいずれも、検討らしい検討をしないまま、建設省の提出資料を追認しただけで、反対論に関する自主調査は皆無。

4. 事業の必要性についての審議はされたのか？

殆どの審議委員会はしていない。特に川辺川ダム、苫田ダム、徳山ダム、沙流川総合開発の二風谷ダムにおいては、事業の進捗率を大前提とし、その事業の必要性についての見直しは行われていない。足羽川ダムにおいては、審議委員会の勉強会でダムに必要性がないことが提起されたにもかかわらず、答申では何等の根拠を示すことなく、「足羽川にダムは必要」を明記した。

5. 反対派から司法への提訴は考慮されたか？

川辺川ダムについては、熊本地方裁判所に「国営川辺川土地改良事業変更計画に対する異

ダム等審議委員会総括表

1997/11/3 現在

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
対象事業名	事業進捗度	事業者等の事前認識	反対運動等	審議委員会設置日	審議委員数	一般傍聴	議事録	審議会回数	公聴会回数
沙流川総合開発	二風谷ダム完成 平取ダム未着工	二風谷ダム完成 平取ダムは水需要に問題あり	水没予定地域に反対運動あり	1995/3/13	10	不許可		12	1
小川原湖総合開発	未着工	青森県が水需要を見直し	地方自治体としての見直し	1995/3/23	16	不許可	なし	3	なし
渡良瀬遊水池総合開発(Ⅱ期)	未着工	第1貯水池のカビ臭問題、遊水池の自然の重要性を認識	地元、近隣の反対運動	1995/10/3	28	不許可		6	1
宇奈月ダム建設	本体着工	推進、排砂問題は認識	下流での反対運動	1995/4/6	10	原則許可		6	1
矢作川河口堰建設	未着工	環境影響を認識？	地元、下流での反対運動	1995/12/13	10	その都度決定		5	なし
足羽川ダム建設	未着工	推進	水没予定地での反対運動、全国的な共有地運動、流域での反対運動	1995/6/6	12後、11	原則不許可	なし	12、その他、勉強会3回	1
苫田ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静、全国的な共有地運動、流域での反対運動	1995/5/29	12	不許可		3	なし
第十号建設	未着工	推進	反対運動	1995/3/13	11	第3回より10名許可		8	3
川辺川ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静、流域での反対運動	1995/3/4	12	不許可		9	1
成瀬ダム建設	新規計画	新規	なし	1995/4/25	14	不許可		3	なし
高梁川総合開発	新規計画	新規	なし	1995/5/23	14	不許可		4	なし
徳山ダム建設	付帯工事着工	推進	水没予定地での反対運動鎮静、流域での反対運動	1995/11/13	22	第2回以降許可		13	2

議申立て棄却決定取消」を求める提訴（利水裁判と呼んでいる）が96年6月26日にされているにもかかわらず、同年8月10日に農水省と建設省の説明をそのまま採用した答申が出されている。

苦田ダムについては、岡山地方裁判所に「岡山県知事、岡山市長等がおこなった協力金支払いは違法なので、おのおの県、市にその金員を返還すること」を求める提訴がされている。答申ではこのことに一切触れていない。

二風谷ダムについては、「土地強制収用が違法なのでこれを取り消すこと」を求める提訴がされていたが、中間答申では試験湛水を容認した。最終答申が出る直前は強制収用違法判決が出されたことを受けて論議がされたが、最終答申は地元自治体の強い抵抗で違法判決を無視し

たものとなった。

このように、審議委員会では係争中であることをまったく無視するか、事業者側の説明をそのまま答申の骨子としている。審議委員会は裁判の重要性を考慮することなく、いわば行政側が勝訴することを前提とした立場を取っている。事業者はこの答申を拠り所に事業を推進している。裁判で事業者が敗けたときには、ダム事業は完成してしまっている、という二風谷ダムの状況をこれ以上許すことは、全力で阻止しなければならない。

6. 反対運動は審議委員会若しくは答申に影響を与え得たか？

最も影響を与えているのは、細川内ダムの場合である。細川内ダムの問題性を村民と村が一体となって全国に訴えつつ、審議委員会の欺瞞

K	L	M	N
専門委員会等の設置	住民および、反対論等の扱われ方	現在の状況	答申・意見の内容
なし	公聴会で過半数を占めた反対論を無視	97.7.7に最終答申	「二風谷ダムについては当初の計画に沿って進め、平取ダムについては事業計画に沿って見直して早期に事業計画を策定すること、今後の沙流川総合開発事業の検討は新河川法の場に委ねる」
なし		96.10.28に意見の提出	「小河原湖の淡水化計画撤回、治水事業継続、代替水源検討」
なし		96.12.24に中間答申	「2～3年かけてⅠ期事業の検証と各種調査の必要あり。その結果が出た時点で再度検討」
排砂調査専門委員会	公聴会で過半数を占めた、「審議中の工事中断」の意見を無視	97.6.30に最終答申	「工事継続、早期完成。排砂は自然の土砂流下に近い形で」 必要性については論議なし
なし	住民、漁協関係者からの意見聴取	97.3.26に「建設省の環境調査がまとまるまで休会」を決定	
なし	公聴会で出された賛否両論について、審議委員会として2回、住民等からの詳細な意見聴取と質疑応答。	97.9.5に最終答申	「足羽川にダムは必要、現計画は犠牲が大きく適当とは認めない」
なし		96.6.10に最終答申	「事業推進」建設の是非に拘ってまでの審議は必要なし。係争には触れず。
河川工学専門学者6名からの報告会		利水を目的から外した	審議継続中、次回から実質審議か？
専門家、マスコミ関係者等から意見聴取	五木村民から意見聴取	96.8.10に最終答申	「事業推進」係争については農水省・建設省の説明を採用
地質等調査専門委員会設定		96.8.8に最終答申	「計画妥当」
なし		96.7.29に最終答申	「計画妥当」
技術部会、環境部会		97.2.7に最終答申	「事業推進」

性を明らかにしてきた。その運動の成果として徳島県内のみならず、全国の世論を味方に付けることができています。その結果として、本来の見直しをおこなう審議を期待しうるところまで、建設省と徳島県を追い込むことができた。今年12月には審議委員会が発足するであろうが、これまでの約束がきちんと守られ、まっとうな審議が展開されるよう私たちは監視をしなければなりません。

第十堰の場合は審議委員会設置を契機に、吉野川シンポジウム実行委員会を始めとした地元の有志たちが第十堰問題を徳島県民全体のみならず全国的な問題にまで高めている。審議委員会への問題提起と働きかけを粘り強くおこなうとともに、建設省の論拠に対してことごとく科学的な反論を加えることにより、審議委員会の暴走に歯止めをかけている。

足羽川ダムの場合、福井県知事の推進に向けた強い意思にもかかわらず、「現計画は犠牲が大きく不適当」という文言を明記させることができた。これは、美山町ダム反対期成同盟会を中心とした従前からの強い反対運動と強固な共有地運動および、審議委員会に対する強い働きかけの成果である。ただし、答申には「足羽川にはダムが必要」とも明記されている。建設省に対してこの文言を否定させる運動を展開することが私たちの緊急の課題である。

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会は審議委員会設置以前から、渡良瀬第二貯水池の反対運動を粘り強く、また、多面的に進めてきた。その運動が一定の成果を上げ、建設省等に第一貯水池の水質問題と遊水池の自然の重要性を認識させてきた。審議委員会にたいしては、委員会開催の度に押しかけて第二貯水池計画の不当性を訴え、また、公聴会でも、陳述者の半数近くを締めた住民協議会メンバーが分担して、計画の問題点を明確に述べた。これら一連のことが効果を上げて、一部の学識経験者の委員の考えが慎重意見に変わり、数年中断の答申が出るに至った。

3. 建設省の既定方針が追認される 最大の理由

水源開発問題全国連絡会が当初から指摘して

きたように、ダム等事業審議委員会が第三者機関ではなく、建設省によって設置されたことにある。

特に審議委員の人選を「地域の意思を代表する」として知事に一任していることがその象徴である。当該事業に対して、地元の知事は実質的な事業推進役を果たしている。このことを敢えて無視して知事に人選を一任した建設省の責任を厳しく追及しなければならない。

建設省は審議委員の推薦枠を関連自治体の首長と議会代表者、および、学識経験者に限った。関連自治体の首長と議会代表者が集まればそこは政治の駆け引きの場となる。学識経験者は知事と建設省の顔色をうかがいつつ、その駆け引きの落とし所を探すことが任務となる。そのような経過をたどった審議委員会が少なくないと考えられる。

4. ダム等審議委員会答申後の 闘いに向けて

・審議委員会答申及び答申の扱いに関する責任の所在

事業についての最終判断責任は建設省河川局長にある。その判断の根拠を地方建設局長からの報告に置き、地方建設局長の判断根拠は審議委員会答申に置いている。

答申が出される都度、建設省はその答申を受けて見解を明らかにしている。

各審議委員会答申内容の不当性・不十分性の責任は審議委員会にあり、その答申をそのまま受理した責任は地方建設局長にあり、「尊重して」事業推進を決定した責任は建設省河川局長にある。これらを総合した責任は建設大臣にある。

・ダム等審議委員会にかける建設省の狙い

各審議委員会答申の扱いについて建設省と交渉をおこなうと、建設省は、「審議委員会でも充分検討いただいたと考える。答申を尊重して建設省は事業を進める」という決まり文句が返ってくる。審議された内容はともかくとして、「審議委員会答申は地域の意見を的確に把握している」というのが建設省の見解である。

ダム等審議委員会の設置目的は、事業計画の目的、内容について、客観性・透明性を高める

こととしているが、客観性・透明性を高めることとは、地域の意見を的確に把握することとなっている。当該事業の必要性の有無について科学的検討を加えることには主眼がなく、「地域の意見」＝「地方自治体の意向」を確認することが建設省の意図であった。そして、体裁を繕う必要があると考えたときに、「公聴会」「専門委員会」等を置いただけであった。

・審議委員会答申が出された事業への対応(案)

1. 各審議委員会について、審議の進行と答申内容に致命的な事実誤認もしくは致命的な不備がないかどうか、をつぶさに調べ上げ、その答申に信頼性がないことを明らかにすること。

2. はなはだしく信頼性にかける、もしくは重大な瑕疵がある答申をも「尊重する」としている建設省の責任を糾す。

建設省がある事業計画についてその必要性の有無を判断するときの判断基準を明確にさせることが、すべての要であろう。

その方法として、各地域で事業者公開の場への出席を承諾させ、諸問題を科学的に論議しあうことは、問題点を多くの人々が認識することが出来ると同時に、事業者の論拠の欺瞞性を明らかにできるので効果は大きい。

3. 大蔵省等への働きかけ

建設省追及と同時に、事業の必要性がないことを大蔵省に説明する。財政再建問題と絡めあわせて、無駄な公共事業には予算を付けさせない取り組みをおこなう。

4. 地方自治体責任者の追及、地方自治の確立

県知事は県内に一大土木事業を起こすため、何が何でもダム計画を推進する立場を取っている。市町村長もこれまでの市政・町政・村政に変更を来すようなことはできない。たとい市町村長の本音が反対であったとしても、県知事の方針に真っ向から逆らうことは、圧倒的な世論の支持がない限り、陰に陽に執拗な行政圧迫を受けることを覚悟しなければならない。このような関係を支えている構造そのものをどうやって変えていくか、が私たちの課題である。

無駄なダムや堰を建設することを止めさせるには、建設省のみならず、最も身近な県政・市政・町政・村政を変えていかなければその目的を達成することができない、という民主主義の原点を私たちは改めて知らされた。

5. 第三者機関としての見直し機関の設置

これまでの私たちの宿題である。

河川法改正への取り組み

1. 国の河川法改正の経過

1996年12月 建設省の河川審議会が、河川法の改正を求める提言「社会経済の変化を踏まえた今後の河川行政のあり方について」を提出

1997年 3月 建設省の河川法改正案が国会に上程

5月 建設省の河川法改正案が国会を通過

6月 改正河川法の公布

12月 改正河川法が施行される。

2. 改正河川法の問題点(計画策定手続きに関して)

① 住民の意見反映については、河川整備計画に対して必要があると認める時のみ公聴会等を開催するだけである。

② ダム建設や河川改修工事等の必要性を判断する河川整備基本方針は、河川管理者が決定し、住民はそれについて意見を言うこともできない。

〔注〕当該河川において治水面でダム建設等は必要か否かは、河川整備基本方針において基本高水

流量（ダム等がない場合の〇〇〇年に1回の洪水流量）や計画高水流量（ダム等の効果を考慮した場合の〇〇〇年に1回の洪水流量）を決定する際に定められる。

③ 河川情報を公開する規定がない。

3. 市民の手による河川法改正の取り組みと経過

1996年12月 水源連有志と法政大五十嵐ゼミ有志で河川法改正市民会議をつくり、市民の手による河川法改正案の作成に取り組む。

1997年 2月 河川法改正案を作成して、民主党に議員立法を提案

4月 水源連がシンポジウム「河川法をめぐる」を開催

4月 市民案をベースにした議員立法案が国会に上程される。

5月 議員立法案が衆議院で否決

4. 市民の手による河川法改正で目指したこと

河川法をどう改正すべきかについてはいろいろな議論がある。21世紀を見据えて、住民が河川管理の直接の主体となるような理想的な形に改める改正案も考えらるが、しかし、現在の法制度からの制約があるため、理想的な改正案の実現は到底困難である。理想的ではないが、今の法制度で可能な範囲で、住民が河川管理に参画し、ダム等の事業に歯止めをかける現実的な改正案をつくり、国会の場に提案することが、国の改正案成立にストップをかける有効な手段になると考え、そのような視点で改正案の作成に取り組んだ。とりわけ、今回の国の改正案はダム等事業審議委員会の一般化をも企図したものであったので、それへの対抗案の作成が必要であった。

〔計画策定手続きに関して目指したこと〕

① 水系改変事業（ダム建設、河川改修等）の是非が公開の場で科学的に検討されるように、水系ごとに水系委員会を設置して、住民・専門家の参画のもとに十分な議論を行うシステムをつくり、河川行政をガラス張りにすること。

② 水系改変事業の是非は、改変の手法だけではなく、事業の必要性、代替手段との比較を含めて、根本からの議論と検討が十分に行われるようにすること。

③ 河川情報を全面的に公開して、河川行政の透明性を高めること。

5. 議員立法の問題点

① 国会法制局の壁

議員立法案を国会に提出する場合は、衆議院や参議院の法制局で法案としての形をつくる。今回の河川法改正の議員立法案は衆議院法制局が最終的にまとめたものであるが、その関与の仕方は常識を超えるものであった。法制局が行うべきことは、議員立法案が法技術的に問題にないかどうかをチェックすることだけであるはずなのに、実際には政策判断までして法案の中身まで変えてしまった。たとえば、市民の原案では、水系委員会の委員人選は住民団体の推薦もあることになっていたが、前例がないという理由でその条文は削除された。今後、市民が作成した法案を議員立法として国会に上程する場合、この法制局の壁をどう乗り越えていくかが重要な課題である。

② 国会の審議のいい加減さ

衆議院建設委員会では、政府案と議員立法案を対比し、それらの相違点それぞれについて議論が行わ

れるものと思っていたが、実際の審議はそのようなものではなかった。議席数に比例して配分された各政党の持ち時間の範囲で、各党の議員がそれぞれ、質問のパフォーマンスを行うというものであった。質問者は、自分の選挙区に関係することなど、個人的なことも含めて延々と質問し、更に自分の考えを長々と述べるのであるから、聞いている方は非常に退屈で、他の議員は、半分寝ているような状態であった。審議の時間をテーマごとに分けてそれぞれについて自由な質疑ができるように、審議の進め方を根本から改善しなければ、市民作成の法案を議員立法として上程しても、まともに議論されることがなく、否決されてしまう。

6. これからの課題

① 改正河川法の施行に対する取り組み

- 各河川ごとの河川整備基本方針の策定の段階で、基本高水流量等の見直しが行われると予想されるので、その機会をとらえて、従来の基本高水流量等の不当性を明らかにしていく。
- 河川整備計画策定のための審議委員会が設置されると予想されるので、それに対して、審議や資料の公開を求めて、審議の内容を住民の目で監視し、その是正を図っていく。

② あるべき水法づくりの取り組み（現行水法の抜本的な改正を求めるために）

- 検討対象の水法をどの範囲にすべきか（河川法とダム関係法に限るべきか）、理想論と現行法体系の範囲での最善案のどちらを目指すべきか、作業を進める主体をどこにおくべきか、などを検討した上で取り組んでいく。

時のアセスを全国自治体に！

97年7月15日、北海道庁は長期間停滞したままの公共事業の中止や継続の判断する「時のアセスメント」を導入し、6事業を見直しの対象にすることを発表した。対象事業は①長期間停滞している②時の経過に伴い、社会的状況や住民要望の変化により、価値または効果が低下している③円滑な推進に課題を抱えており、長期間停滞するおそれがある、の要件に該当するもので、「時」をものさしとして事業の見直しをするという画期的なものである。

「時のアセス」導入の背景には、道財政の逼迫状況に加え今後国の補助金の縮小化が予測される事や、官官接待や裏金作りで失墜した道庁の信頼回復問題があった。そのため行政内部から自ら再評価をするシステムとなっており、副知事をトップとした庁内の検討チームで作業は進められる。しかし、抵抗の大きい士幌高原道

路問題については、課題により有識者による外部委員会を設置するなど、手法については流動的である。

「時のアセス」の対象にはソフト事業も含まれており、97年10月には新たに三つのソフト事業の見直しが追加された。再評価は98年中に結果が出される予定になっている。

（課題）

- ①再評価を施策を所管する部局で公正な判断ができるのか。
- ②第三者機関による再評価の可能性
- ③住民参加の保証
- ④情報公開の保証

など残された課題は多いが、97年7月に出された「地方分権推進委員会第二次勧告」で、『中断の場合には、国庫補助金の返還を要求しない仕組みとする』とされたことで、今後の事業見直しが今以上にしやすくなってくる。

「時のアセスメント」が、同じ様に財政難にあえぐ自治体の負担になっている公共事業の見

直しのきっかけを示した意義は大きい。今後市民の監視と各自治体で同様のアセスメントを作っていくことが、「時のアセス」が公正かつ

有効に運用させる支えになるのではないかと。

12月橋本内閣も、「時のアセス」全国版の導入を指示した。

今後のダム反対運動を有利にすすめるために

事業者側が参加する公開シンポジウムの開催

1. 事例

事例(1) 渡良瀬遊水池開発問題

第1回 1996年 4月 「渡良瀬遊水池のこれから」

獲得目標 渡良瀬遊水池の今後を皆で考えていく状況をつくること

パネリスト { 建設省側 : 利根川上流工事事務所長
建設省以外 : 住民団体のメンバー

第2回 1996年 9月 「ヨシ原浄化池をめぐる」

獲得目標 ヨシ原浄化池の問題点を明確にすること

パネリスト { 建設省側 : 利根川上流工事事務所長
建設省以外 : 水質、植物等の専門家

第3回 1997年 9月 「谷中湖をどう変えるべきか —— 渡良瀬貯水池の改善とヨシ原浄化池の是非を考える」

獲得目標 ヨシ原浄化池に否定的な評価を下すこと

パネリスト { 建設省側 : 出席拒否
建設省以外 : 鈴木紀雄氏、桜井善雄氏（建設省の懇談会の座長）、住民団体

事例(2) 苦田ダム問題

第1回 1996年 9月 「ダムと水を考えるシンポジウム」

獲得目標 治水、利水、災害、環境の各々について苦田ダムの問題点を明確にすること

パネリスト { 建設省側 : 苦田ダム工事事務所長、中国地建河川計画課長
建設省以外 : 住民側の専門家

第2回 1997年 6月 「吉井川の治水を考えるシンポジウム」

獲得目標 治水面で苦田ダムが不要であることを明らかにすること

パネリスト { 建設省側 : 苦田ダム工事事務所長、中国地建河川計画課長
建設省以外 : 住民側の専門家

事例(3) 霞ヶ浦開発問題

第1回 1996年 3月 「これからの霞ヶ浦・北浦 1」

第2回 1996年 7月 「これからの霞ヶ浦・北浦 2」

獲得目標 霞ヶ浦の今後を皆で考えていく状況をつくり、開発後の水位操作の問題点を明らかにすること

パネリスト { 建設省側 : 霞ヶ浦工事事務所長
建設省以外 : 潮来町長、漁協、住民側の専門家

2. 事業者側が参加する公開シンポジウムを有効な武器にするために

(1) 公開シンポジウムの二つのタイプ

Aタイプ 開発問題を皆で考える状況、雰囲気をつくるためのシンポジウム

渡良瀬遊水池の第1回、霞ヶ浦の第1、2回のシンポジウム

Bタイプ 開発の問題点と不要性を明確にするためのシンポジウム

渡良瀬遊水池の第2、3回、苦田ダムの第1、2回、霞ヶ浦の第1、2回のシンポジウム

(2) 公開シンポジウムの効果的な進め方

当初1、2回目のシンポジウムは状況づくりのため、上記Aタイプのシンポジウムが必要な場合もあるが、開発の不当性を明らかにして開発事業にブレーキをかけるためには、Bタイプのシンポジウムが必要である。

Bタイプのシンポジウムにおいて留意すべきこと

ア. できるだけテーマを限定して、そのテーマに議論を集中し、問題点を鮮明にする。

例えば、苦田ダム問題の第2回シンポジウムでは、吉井川治水計画の妥当性の問題のみに議論を集中した。テーマを広げると、議論が分散して何が問題なのかが分からなくなってしまう。

イ. 建設省と当方の意見の違いが明瞭になるように、議論を進行させ、追及集会にはならないようにする。

論理の正当性で建設省を押し切るようにしないと、問題点が不鮮明になってしまう。議論の分散を避けるため、本質的な問題以外のところでは極力応戦しないようにすることも必要である。

(3) 公開シンポジウムの問題点

① 事業者側の出席

建設省等の事業者側が出席しなければ、公開シンポジウムの効果が薄れてしまう。最近の建設省は公開シンポジウムに対して出席拒否の方向にある。例えば、渡良瀬遊水池の場合は、シンポジウムを開く度に、状況が建設省にとって不利になっていくので、第3回シンポジウムでは建設省は出席を拒否した。(ただし、建設省の懇談会座長の学者が出席したので、別の効果は得られた。)

開かれた河川行政を唱える建設省の建前を逆手にとって出席を粘り強く求めていくと同時に、政治的な力を使うことも必要と考えられる。水源連としても、地元運動体との連携の上で、政治ルートを開拓することが必要である。

② シンポジウムの効果

公開シンポジウムで開発の問題点と不当性を明確にできても、シンポジウムは何らかの決定をする場ではないから、それだけで開発をストップすることはできない。特に、マスコミは、(シンポジウムでの議論では事業者側を圧倒しても)「両者の議論は平行線」という報道しかしないことが多いから、世論へのアピールの面でも限界がある。あくまで、開発事業の大義名分を崩していくための一つの手段であって、その他の様々な活動と相俟って、その効果が現れていくと考えるべきである。少なくとも、シンポジウムで開発の欺瞞性を明らかにすることは、事業者に大きな打撃に与えることは間違いない。

第4回総会議事抄録

第1部と第2部(1～4)は総会資料集の内容を中心に報告がなされましたので紙面の関係で省略します。

第3部 自由討議 20:15～

村瀬 長良川河口堰

市民運動団体はこれからどこまで運動のスパンを広げていたらよいのか、ということが2件ある。

第1点は「公共事業コントロール法案」についてである。いま有志議員とブレンとして法政大学の五十嵐敬喜教授等が参加して「公共事業に係る長期計画の適正化に関する法律案」なるものを議員立法として上程しようとする動きがある。これは「公共事業チェックを求めるNGOの会」がバックになって尻押しをしているわけである。

提案の第1点。水源連としては過去2回程度の総会を経て、法案を作って温めている。それとの関係をどうするか。水源連の本部事務局および我々も先ほど言ったNGOの会に参加をしたらどうか。水源連の案にはNGOが参加をするという捨てがたいよい部分がある。

提案の第2点は、公共事業を暴走させる財源のことである。特に問題は、郵貯・簡保である。これをどうするか。これが特殊法人の指定財源になって、これがあるから暴走している。暴走の財政的基盤を潰せばいい。

矢間 ATT研究所

提案が3つある。国会レベルの法案として論議されている情報公開法に水源連もコミットして情報公開法の生成過程に水問題もきちっとリンクさせていくことが非常に大事だ。そのためには今、団体が位置している自治体の条例運動にぜひ取り組んで欲しいというのが第1点。

大蔵省への働きかけ。河川法の改正の裏にあるものは、何と言っても財源不足である。これ

を煮詰めていただきたいというのが2点目。

3点目は木頭村の藤田村長の次の仕事は何と言っても「ダムに頼らない町づくり村づくり」への展望である。那賀川はダム撤去のモデルに大井川と連携して欲しいと思う。大井川はその道を探りつつある。

政野 木頭村の未来を考える会

議員立法は全体の立法の数%しか通過することができない。私たちができる課題としては、1. 自分たちで議員を出すこと、2. マスコミをどう突破していくかということ、耳コミということで自分たちで新聞に載せていく努力が必要、3. NGOの参加ということで「市民」をどう法の中へ入れていけるかということが難しい課題としてある。4. 国会で十分に議論されるためには地方からの問題提起が必要で、各自治体から意見書をあげるという方法が1つ有効である。5. 議員に真剣になってもらうためには票を獲得できることを議員に示す。または支持していることを示すために少額でもカンパするなど。

熊谷 新月ダム

新月ダムの休止が決まったが、何らかの形で市民レベルでの見直し機関ができるのではないかな。その中で利水、水需要の予測あるいは計画高水の設定などで専門的な問題に踏み込んでいくことになるが、委員が専門的問題を審議議論していく場合に賛否両論の立場から出てくる問題を市民レベルでどう決めて行くか、大きな課題であるが、下手に行政側のイニシアチブにのっちは元の木阿弥になるということで、見直し機関の設定についても微妙なものがあるのではないかなと思う。

酒井 足羽川ダム

説明の中で日量3万トンなどと数値に実感がわかない。ドラム缶何本など単位を分かりやすくすると市民にもよくわかる。単位をわかりやすくすることも必要。運動が広げやすいようにして配慮していただきたい。

高山 渡良瀬遊水池

すでに済んでしまったことでも、いま現場に

居ない人のことでもいま居る人を徹底して追及していくことは、次にやらせないためのステップになる。

近藤ゆ 徳山ダム

中央の法体系を認めた上で、異議申立てをする市民とは一体何なのか、ということをつまみ合わせるような形で議論したいというのがあるので教えていただければありがたい。

近藤ま 徳山ダム

知事選に立候補することになった。ぶつつけ本番のようなやり方でも、我々の主張をちゃんと行って行けばいいのではないか。

司会

提案された意見提案アンケートの紹介(割愛)

現時点での事務局の考え方

遠藤 事務局

「公共事業コントロール法案」は基本的にこれからの事業を対象としている。今我々が問題にしているのは現在ある事業を対象としている。

「公共事業見直し機関草案」との関わりについて

「一般市民」「住民」「住民団体」を法的体系の中にどう位置付け保証していくか。その問題も整理するなりどう対応していくかも含めて水源連の見直し機関案をどういう形で運動を展開していくのか検討させていただいているところ。その範囲で我々は手一杯である。「NGOの会」へは責任をもった形では入れない。ただし共に力を合わせて政府交渉などケースに応じて共闘関係は作っていききたいと事務局では整理している。

矢山 苫田ダム

水源連は水源連としての解決しなければならない主要な課題をもっている。自分の本来の運動は抜きになっていい加減になるのに余所に首を突っ込んでそこに重点を置くななんて事はできない。自分で1つのことに取り組んでいるのに全部に首を突っ込むことはできない。協力を求

められれば署名協力であろうと請願協力であろうとやったらいいと思う。そうしないと水源連の今後何をするのかということすら暈けてしまう。

遠藤 事務局

諸々の問題について何人かの弁護士と相談しながら進めている。

最近、行政機関の中に入っている労働組合は大変厳しい状況にある。各労働組合が政策闘争に非常に力を入れるようになってきつつある。そのような中で今年度になって自治労の公営企業局が団体加盟してきている。それから全水道も団体加盟している。

嶋津 事務局

まもなく河川法の政令・省令が出来て施行がされるというはずである。恐らく通達もついてくるはずである。河川計画審議委員会なるものの内容がどうなるのかその情報を収集していないので判らないという状況。新河川法に向けて建設省がどう動いて行くかということは極めて重要である。今ある各河川の工事实施基本計画は、その中にダムが必要と書かれているのだが、新たな河川法に基づいて改定がなされるはずである。今ある工事实施基本計画がどのように改定されるのか情報収集を急ぎたい。河川法の動きに合わせてこちらも対応して行く取り組みの仕方を考えていきたい。

大蔵省対策について 財政問題を明らかにしていく作業を進めなければならない。我々の手に余るところもあるが事情に明るい方の協力参加を得て財政的な問題を具体的にしていきたいと思う。

ダムの見直しにおける専門的部分について、水源連としてもできる限りのことは協力支援していく。スタッフの増強等をしていく。専門的といっても然程難しい話でもないのでぜひ勉強されることを望む。

渡辺 設案ダム

ダムに頼らない山村づくりというのは、非常に大きな課題であろう。長期にわたる計画では住民も地域も疲れてくる。方向性がなかなか見

えない。私たちの下流域都市部の運動もただ反対とかあるいは環境問題というだけではなくて、ダム対象地域の振興策をどうしていくのかという話とリンクしていかなければ、ダム絡みの振興策に妥協していってしまう、あるいは条件化していってしまう。一度補助金を受け取ると金まみれの山村振興となってしまう。

近藤ゆ 徳山ダム

日本の山村をどうみているのかという都市部の人間の見方、暮らし方が山村の村づくりを支えることになるのかと思う。

矢間 ATT研究所

米国ピアード氏が5年前に「ダム建設の時代は終わった」と講演した。米国のダム政策の転換は何と言っても環境コストがきちんと住民国民の前に明示せざるをえない情報公開法の下地があって初めて環境コスト論が浮上してきた。これを国会レベルに繋げて行くことが水源連の総会で議論の一つになっているということが極めて重要だと受け止めている。

遠藤 事務局

現在建設大臣交渉の設定は難しい。突然決まることもある。事前に代表会議をして対応する。水源連の財政はそのような場で使いたい。会費納入をお願いします。（記録 高野）

相模ダム・宮ヶ瀬ダム・ 相模大堰見学会報告

総会の翌日はマイクロバス2台と乗用車5台の大名行列で相模湖での堆砂の浚渫、相模ダム・宮ヶ瀬ダム、相模大堰の見学会です。

前夜の疲れも見せず、バスに乗り込んだ60人以上の参加者は、まず 建設50年を経て1,873立方メートル、総貯水量の30%もの堆砂を抱える相模ダムの浚渫作業を行っている現場、そして陸揚げして山積みされた堆砂の処分の現状を見て回りました。県企業庁職員の説明にも突っ込んだ質問が相次ぎ、その中では企業庁が用地造成や建設骨材などに浚渫残土を回しているものの販売しているのではなく莫大な費用をかけ企業庁が頼んで処分をしている実体が明らかにな



りました。残土処分地の一つであるゴルフ場内の谷を埋める作業や民間の所有地の処分地でも谷の自然を破壊し形式的な緑化で相模湖周辺の豊かな自然が破壊されている様がよく解りました。毎年25万トンの浚渫量にしてもダム容量の30%もの堆砂を解決するには程遠い処分計画でしかないことも実感できました。この間相模湖町に対して提示されてきた、巨大な谷全体を処分地として破壊する計画（30ヘクタール、600万立法mは、20年間にわたって毎日片道400台ものダンプの往来が付近住民の生活を破壊すると言う問題も明らかになり、今回現地を案内してくれた町議の三宅さんらの反対運動で町として正式に拒否することとなり、幸い中止となっています。このように相模ダムの堆砂を解決する方法は、現在のところ、莫大な経費と非現実的な住民無視の計画しか提示されておらず、全く展望の無い状況になっていることが、地元の三宅さん大村さんらの案内で明らかにされました。ダムが建設後もいかに地元住民の負担としてのしかかって来ているかがよくわかりました。

また第2次大戦中に強制連行の外国人らの

多くの犠牲者を出して建設された相模ダム本体の見学では、老朽化して水漏れしており補修工事も行われつつある現状などを見ることが出来ました。

すでにダム本体は完成した宮ヶ瀬ダムでは、建設省が作った大きいな説明用の案内板を利用して、その計画の問題点を相模川キャンピングシンボ岡田代表から説明を受けました。その中では宮ヶ瀬ダム計画そのものが過大な開発水量を前提に計画されたために相模川支流の中津川だけでは満水にするだけの流量を確保できず、もう1本の支流から導水管で水を引いてこなければならぬというダム本体の大きさに比べ貧弱な後背地しか持たないダムであること、またその導水工事の岩盤が非常に不安定である為に工事が大幅におくれ現在未完成であることなどの為に、ダムの運用開始のメドが立たずにいることなどが説明されました。また、ダムサイトの地質が悪いことも地質学者が指摘されてきたところで、活断層の存在も含め非常に危険なダムであることが話されました。相模大堰との関係では、この宮ヶ瀬ダムの開発水量が、過大なものであることがこれまで隠されてきたこと、



本当の可能な開発水量を前提にするならば相模大堰の必要はないもので、今そのことが裁判や円卓会議で争われていることなどの説明がありました。

最後に、厚木市・海老名市に建設中の「相模大堰」現場へ向かいました。現場は20日ほど前から3か年計画の3年目の工事が始まり、すでにピアが立ち並び、かつての姿を留めない相模川の現場の様子を見ました。ここでは神奈川県指定の貴重種やアユの産卵場等多くの自然が失われたこと、また堰の上を通る併設橋の県道が住民の反対を押し切って都市計画決定され、川沿いの小学校の校舎を分断する計画であること等も説明され、住民も虫や魚達も全て無用な工事の前に踏みこたえて無用な計画が進行してきたことを間近に見ることが出来ました。

最後に「相模大堰いらない」という大横断幕を前に記念写真を撮り小田急線厚木駅で解散となりました。

今回の見学会は、これまでの3回の総会のダム計画地の見学と異なり、ダムが出来るといわず発生する堆砂や老朽化したダムの補修、という大きな問題を学習する機会となりました。また相模大堰のような不要な取水堰計画が実は、ダムの計画そのものの問題点の中に含まれていることなどを現場で見る機会になったのではないのでしょうか。現地で案内をいただいた皆さんありがとうございました。

ダムバスターたちからの 総会についての感想文

11月の総会に参加したパソコン通信の「ダムバスター」達から感想が届きました。「ダムバスター」とは、第二次世界大戦中に英軍がドイツのダムを破壊するために飛ばした戦闘機だそう、木頭村情報をパソコン通信で流し始めた頃、私をそう呼ぶ人が現われました。皆さんの活躍をそばで見習っている私がダムバスターならば、行動している方は皆そうだと使っている内にすっかりこの呼称は広まりました。今では、「ダム反対運動をやっている人」「応援し

ている人」「見守っている人」すべてを指して「ダムバスター」と呼びます。今回駆け付けてくれた西田さんや渡辺さんのように、じっと見守り、何か自分にできることはないかと考え、行動を始めているダムバスターが、日本中に（本当に！）増えています。

（水源連・永遠の見習・政野）

熊本「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る」西田陽子さんから

今回初めて参加した私にとって、水源連の総会はいろんな意味で認識を新たにさせられた。諸先輩方の意見を聞くにつれ、自分の意識の低さを思い知らされた。だが、総会の出席者はいろいろな会の代表者であり、参加者の後ろにたくさんの方の支援者・協力者がいることを思うと非常に勇気づけられる思いがした。また、相模湖の浚渫現場を見学して、どんなに浚渫をしても土砂が溜まる一方の現状、そして後退していく砂浜を思うと、人間の連続の行為がとても滑稽に思えた。

横浜に住む渡辺誠さんより

（渡辺さんはこの度、「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会」の事務局発足の中心人物となりました）

初めて参加した水源連総会の会場から見た、相模湖の山々の景色はとてもきれいでした。錦秋とでもいうのでしょうか、きれいに色づいた山々は、秋の日にてらされて、きらきらと輝いていました。自然が人間に与えてくれるものは、人工的なものとは違う、やっぱり何かが違う。

今までふとしたことで、知った川辺川をほんの少しだけ応援していたつもりが、今年は水源連総会が、私が住んでいる神奈川県であるというので、初めて参加させていただきました。最初に挨拶をしていただいた、地元相模湖町の三宅さんのお話は、いきなり「その後のダム」の悲しい顛末でした。ダムというものが、できあがったあともやっかいなお荷物をいくつも背負っているのがよくわかりました。首都圏に住んでいる私も、相模湖町を走るトラック問題は知っていましたが、生々しい三宅さんのお話を聞いて

て、認識を新たにしました。その後「見直し」の枠内に入れられたダムを報告を経て、次々と「まだ進行中」のダムの報告がありました。このあたりから私の頭の中は、「何で？」という疑問がどんどんでてきました。

ほとんどのダムは最早、存在意義をなくしているにもかかわらず、どうしてまだ進行中なのでしょう。利水だ、治水だと次々と目的を変えていくダム、自治体をあげて反対しているダム、裁判で係争中のダム、ふるさとを破壊するダム、地元自治体が崩壊しそうなダム、それに追い打ちをかけるようにこの国の財政危機。にもかかわらず、まだ多数のダムは進行しています。なぜ？これらの問題の責任をいったい誰がとるのでしょうか。政を司る人たちが本当にこういったことをちゃんと考えているのでしょうか、それとも、彼らは確信犯なのでしょう。各地で繰り広げられる愚行に、開いた口がふさがらないという状況を再認識させられる、そんな報告でした。

報告と同時進行的に発表された、各地の反対運動の報告も見逃せませんでした。共有地戦略、陳情、署名、円卓会議、各種イベント、自然保護への訴え、などなど、それらはすべてメンバーが勉強をしながらやっているというではありませんか。徳山ダムの近藤さんに至っては知事選挙にまで出馬しているという、そのファ

イトに痛く感激してしまいました。

さらに、データから見た技術的な切り崩し、法的な切り崩し、マスコミも巻き込んだ住民投票を武器とした戦略など、かなり専門的なことまで、目の前でディスカッションされました。新河川法、情報公開法、環境経済学、質問主意書、議員立法、公共事業のあり方などに至っては、私たちがふつうに暮らしていても接することのないことです。そんなことまで話される水源連総会、これが私には個人的に新鮮な驚きでした。

このような活動をギャラなしで、いやいや、持ち出しでやっている人たちが、全国にこんなにたくさんいるということ知っただけで、この総会に出席した価値がありました。どうしようもないぐらい、ひどい霞ヶ関と相反するカタチの日本人がこんなにいるということは、日本もまだまだ捨てたものではないかもしれない。そんなことを思わせる相模湖の2日間でした。

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る東京の会

【事務局】

〒106-0045 東京都港区麻布十番1-3-11今井ビル
301号 有限会社アクセラ内(担当:渡辺誠)

Tel. 03-3589-2508 Fax 03-3589-6189

mailto:kawabegawa@aol.com

各地の状況

(添付資料も参照してください)

1. 足羽川ダム関係

同ダム建設事業審議委員会が9月5日に出した答申を受けた形で、11月19日に近畿地方建設局が当面の方針を発表しました。その内容は、答申に記されている「足羽川にダムは必要である」という文言だけを重視したもので、答申のもう一つの柱である「現計画は犠牲が多く、不適である」という条項をまったく無視したものとなっています。

美山町は、この方針はまったく受け入れるこ

とが出来ないとし、近畿地建に突き返しています。

福井県内のダム建設反対4団体もこの方針はまったく受け入れることができないものであることを明らかにしました。「①この方針が審議委員会答申と乖離していること、②本来、足羽川ダムには建設の必要性が全くないこと、等を明らかにするべく公開シンポジウム」の共催を近畿地建に求める準備を、美山町ダム建設反対期成同盟会が中心となって進めています。

美山町議会は「審議委員会答申を最優先す

る」姿勢を確認しました。すなわち、答申には「現行立地での計画は犠牲が大きく不适当」と述べられているので、この答申を尊重し、「現計画について美山町は一切取り合わない」という姿勢を明確にしたものです。「美山町にはもうダム問題はなくなった」という確認であり、徐々に町のダム対策関連事業を整理してゆくことになるようです。

2、第十堰関係

徳島県の円藤知事は県議会の中で、「多くの関係自治体からの建設促進決議があがっている。民意は把握できているので、住民投票の必要はない。今後は集中的に審議を進めたい」と発言し、堰建設に向けた意欲を示しています。しかし民意はまったく逆で、徳島県下のマスコミ各社が県民の意向を調査するたびに、堰建設反対を表明する人の数が賛成を表明する人の数を圧倒的に上回っています。

第十堰建設に疑問を持ってこの問題に関わっている住民団体は、県民全体による住民投票の実現に向けた取り組みを強化しています。可動堰化に反対する「吉野川の未来を考える建築設計者の会」は12月19日に完成予想図をコンピューターで作成、発表しました。恐ろしく景観を壊すものであることが良く分かります。

12月21日には、民主党の菅代表もパネリストに加えた吉野川フォーラムを開催しています。

3、木頭村関係

村と県の間で、審議委員の構成について協議を行っています。村は「行政委員は木頭村と県だけに限るべきである」としていますが、県は、「行政委員として流域自治体代表を含める」と主張しています。流域自治体には「何が何でもダム」を主張している自治体もあるので、これらの自治体が行政委員として参加することは、科学的審議の妨げになることは確実です。

木頭村はその対案として、流域自治体の代表委員と同数のNGO代表を入れることを提案しています。

4、新月ダム関係

同ダム建設計画が中止になることは間違いなく、市がどのように幕引きをするかを思案している状況です。市は見直し委員会を造る方向で動いています。

12月21日（日）夜11時からのNHK新日本探訪で、同ダム休止決定後の地元の方々の生活が放映されました。「ダムに頼らない町作り」を地域の方々が模索している状況が報告されていました。

5、徳山ダム関係

同ダム建設に関連して藤橋村へ支払われた金銭の使われかたで、同村は混乱しきっています。そんな状況を克服しなければということで、村長リコール運動が同村でおこなわれています。リコール本請求に必要な署名数も集まり、その審査が終了し、1月6日には本請求が出されました。リコール投票によりリコールが成立すれば村長選挙となります。狭く閉ざされた地域社会の中での運動には想像を絶する厳しいものがあります。

「徳山ダム建設中止を求める会」は中部地建に対して徳山ダムに関連する諸問題を提起し、話し合いを持つことに精力的に取り組んでいます。しかし、中部地建の対応があまりにもひどいので、それらの事実を本省の監察官に報告するとともに、慎重且つ厳正な調査を行うことを要請しています。1月半ばには何らかの対応があるとのことです。

6、矢作川河口堰関係

矢作川河口堰計画で愛知県が水利権の獲得を予定していましたが、12月19日までに、すべての水利権を返上する方針を決めました。このことは、同計画の利水目的が消滅したことを意味します。

現在、同事業審議委員会は環境影響調査結果が出るまで休止していますが、今回の利水目的の消滅で、答申は「同事業中止」でなければなり

ません。

7、宇奈月ダム関係

1月10～11日、「富山の水を考える会」が「水を考える集い」を開催しました。事務局から、嶋津、遠藤が参加しました。

10日午後のテーマは宇奈月ダム問題、同夜は高岡市中田地区の地下水問題でした。

宇奈月ダム問題では、「科学的に検証すると、同ダムは富山県の水需要から見ても、治水面から見ても、必要性が全くないダムであること」、「全国のダム等事業審議委員会の実態があまりにもひどいこと、答申が出されたところでも科学的検証をするために事業者を参加させた公開シンポジウムを開催することが有効であること」等が話されました。

地下水問題は、中田地区の上流に当たる砺波市に北陸コカコーラボトリングが立地され、そこで日量3500立方メートルの地下水を汲み上げること

になったという問題です。「地下水を飲料水・水道水源として最優先に位置づけさせること」「適正な揚水量を科学的に把握することの必要性」「水質汚染とか地盤沈下が地下水放棄の理由に使われやすいこと」等が話されました。

「日量3500立方メートル揚水したときに影響はないのか、また、その早期把握方法があるのか」が討論の中心になりました。これについては、調査資料の分析が必要なので、宿題としました。

11日は、漁協で河川監視員をされている方の案内で、黒部川の河口から宇奈月温泉までの区間をウォッチングしました（これより上流は積雪のため不可）。

高水堤防の下に低水堤防を造る工事が行われていて、見るも無残な姿を黒部川はさらけ出していました。上流の発電用ダム群が発電用水を放流していないので（火力・原発で足りているとき）、下流は殆ど水のない川になっています。また、上流のダム群に土砂が堆積することにより、下流の河床低下が著しく進行していま



委員構成について話し合う藤田恵村長（左）と星見光一郎県秘書課長＝木頭村役場で

細川内ダム 審議委人選

NGO代表を提案

木頭村長 県と合意に至らず

朝日新聞

1997. 12. 20

那賀郡木頭村に建設者が「なごを検討する審議委員会」計画する細川内ダムの是非の議論をめぐって県と村の

意見が食い違っているため、同村役場で十九日、藤田恵・木頭村長と田嶋利雄知事代理の星見光一郎県秘書課長が話し合った。委員に那賀川の中、下流域の行政代表を入れるという県のこれまでの主張について、藤田村長は行政委員だけでなく、非政府組織（NGO）代表や水問題に詳しい住民を入れることを提案したが、合意には至らず、県と村は今後も協議を続けることになった。

この日の話し合いで、藤田村長は「審議委は学識経験者を中心すべきだ。しかし、県が流域からの意見も聞きたいというなら、流域からは、半数を首長や議会代表者などの行政委員とし、半数は水問題に熱心な取り組んでいるNGOなど、公的な肩書のない住民から選んではどうか」と提案した。

しかし、星見県秘書課長は「知事は流域代表にはこれまで通り首長が議会の代表者が適当と考えている。ただし、審議委を早く開催するために新たな提案を知事に伝え、慎重に協議したい」と述べた。

県と村のこれまでの協議では、審議委の委員の数については十五人程度では合意していた。しかし、人選については、県が「学識経験者を六人程度とし、那賀川の中、下流域の住民代表として首長が議会の代表者が参加するのが適当」としているのに対し、村は「学識経験者を十人程度とし、流域自治体の首長は必要ない」と主張。このため、十一月十九日に予定されていた内藤知事と藤田村長のトップ会談は、日程が

決まらないまま延期となり、審議委の年内開催は難しくなった。

会談後の記者会見で両者は「審議委設置に向けて努力していくことに変わりはない、一月中には知事と会談できるような話を進めていきたい」と述べた。

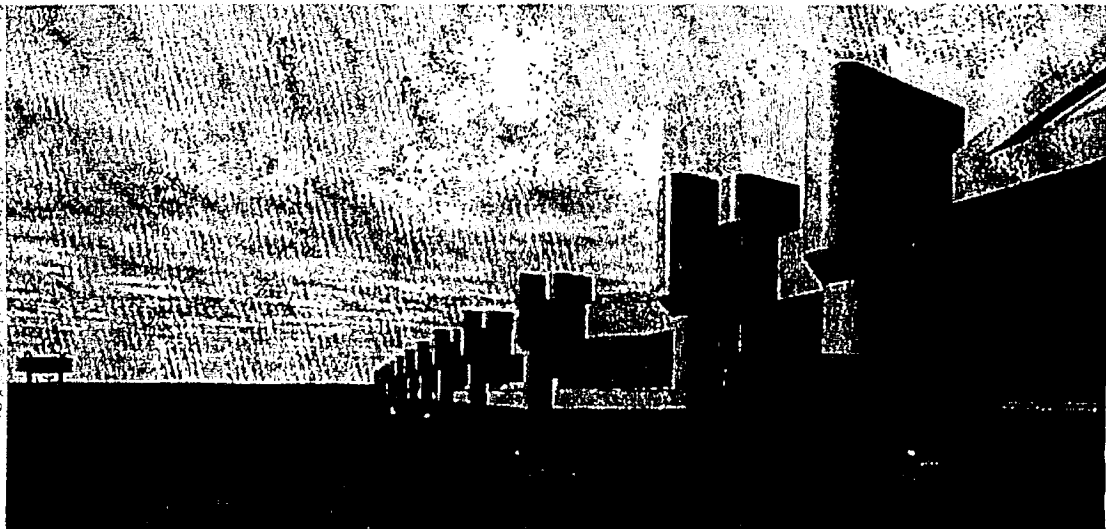
した。

出し平ダムの排砂により富山湾も黒部川も大きな影響を受け、漁獲高が激減したということです。

富山の皆さんは川を、地下水を、自分たちの物にしようと元気一杯でした。「ダム群によっ

て痛めつけられた川・黒部川を蘇らそう」「最高の地下水を企業に無量若しくはタダ同然で与え、県民には高い水道水売りつける県の姿勢を改めさせよう」「地下水を飲料水・水道水源として守り抜こう」そういう意気込みが皆さんに満ちていました。

コンクリート・グラハンスンへの左面野川可動堰の完成予想図。巨大な堰柱が目を引く。吉野川の未来を考える建築設計者の会提供。



吉野川可動堰 CGで完成予想図

景観壊す姿知って

設計者の会 データ集め画像処理

吉野川第十堰（せき）を取り壊して可動堰をつくる建設省の計画に反対する「吉野川の未来を考える建築設計者の会」（間瀬裕代世話人）が、同省のデータを基に「コンクリート・グラハンスン（CG）」で可動堰完成予想図を作製し、十九日発表した。自然景観を壊す可動堰の姿を市民に見てもらおうのが狙いだ。CGによる動画も作り、二十一日午後六時から、厚馬市飯坂町の真郷主文化会館で開かれる吉野川フォーラムで公開する。

あす公開、菅氏交え討論

設計者の会は、県内の建築設計者ら約百十人が参加して七月に結成した。これまで可動堰の予想図としては、建設省がつづった鳥瞰図だけだったため、人の目の高さで可動堰を想像化しようという計画。会員らが四カ月かけてデータ集めや「コンクリート」の画像処理をした。

造景や近景など計六枚つくられたCGで見る可動堰は高さ約二十五メートルの巨大な構造物であることは一目瞭然。七面建て構造物のゲートが川をせき止めており、設計者の会は「可動堰が吉野川のすばらしい風景を壊す」と主張する。

CGが公開されるフォーラムは、可動堰計画を疑問視している市民団体「吉野川シンポジウム実行委員会」（堀野雅敏代表世話人）の主催。CGは現在の風景などと一様にスライド上映され、予想図の動画も見せる。

また、岐阜県平石町議に反対するなど公共事業の見直しを唱える菅直人民主党代表や堀野代表世話人、武

田孝一らも参加する。設計者の会では、可動堰が吉野川のすばらしい風景を壊すという主張を、CGで公開されるフォーラムで市民に伝える。CGは現在の風景などと一様にスライド上映され、予想図の動画も見せる。

朝日新聞 1997. 12. 20名古屋本社版

愛知県、水利権返上へ

矢作川河口堰 工業用水余剰で

計画中止の公算大

建設省が愛知県豊橋市と西尾市の境に建設を計画している矢作川河口堰（せき）から、年間七千万トンの工業用水の取水を予定していた愛知県は十九日まで、すべての水利権を返上する方針を固めた。二〇一〇年の水需要のうち、工業用水は年間約二億トンの余剰になると予測されるため、来年度にも「矢作川河口堰建設事業審議委員会」で表明する。同河口堰は治水と利水を目的とするが、利水を予定しているのは同県以外にない。この方針転換により、利水目的は消滅することから、計画は全面的に見直され、河口堰そのものの建設が中止になる可能性が高まった。

美山町会が態度明確化

審議会答申を尊重

団体補助金は廃止へ

足羽川ダム問題で、地元的美山町議会はこのほど、足羽川にダムは必要としながらも「現行立地での計画は不適当」との意見を盛り込んだ同ダム建設事業審議委員会（市橋保委員長）の先の答申内容を最優先する姿勢を確認することにも、ダム関連住民団体に対する研修補助金を来年度から廃止する方針を固めた。ダム審の答申に対しては、建設省が「現行計画に加えて代替案を検討する」との方針を打ち出し、問題の決着は依然不透明な情勢だが、町議会側の対応は現行計画を白紙とする立場を明確化した格好だ。

同ダム問題では、知事や関係自治体首長、議会代表、学識経験者を委員とするダム審が去る九月、建設省に対して審議結果を答申。「足羽川にダム建設は必要」としながらも「現行立地での計画推進には、大きな犠牲を伴い、地元同意を得ることが困難と思われるので、適当とは認めない」との意見を盛り込んだ。ダム審は答申後に解散した。

これに対して、建設省近畿地建は十一月、「治水計画については、現在のダム計画に加え、代替案も検討する」との方針を提示。現行計画を不適当などとしたダム審答申に対し、矛盾も含んだ内容となった。

こうした中、先の十二月定例町会では、ダム問題が活発に論議された。藤田海三町長は一般質問での答弁で、自らも参画したダム審の答申について「二年十七回に及び真剣に討議した答申を最優先し忠実に尊重する」との姿勢を表明した。

町議会でも、全員協議会やダム対策特別委員会を通じて、対応を協議。現行計画を不適当としたダム審の考え方を最優先に、答申内容を尊重する方針を全会一致で確認した。

これに伴い、従来、現行計画に対する研修・視察などを含めた住民団体への交付は廃止されていく。下流の蔵作区、小向区、檀谷区の三対策委員会に四十一万二千元が交付されてきた。ただ、本年度から町の補助金全般の見直しの中で、直下、下流三団体への交付は廃止されていく。

住民団体への町補助金を全面廃止する町議会の方針は、現段階では「現行ダム計画は白紙」との意思表示ともいえ、今後のダム問題の行方に少なからずインパクトを与えそうだ。

「村長リコール署名提出

「リコール」や「再選」が、村選管に提出した8日午
リコールによって村の乗っ
取りをくわだてている。こ
れはクーデターだ」。
藤橋村の住民グループが
島中村長のリコール請
求に必要な有権者署名を

村長「クーデターだ」

住民グループ 審査の行方見守る

島山ダム建設に伴う移転
補償金をめぐりトラブルな
た。

提出署名数は128人 島中村長を支えていた同村
分。リコール請求に必要な

【甲斐 昌雄】

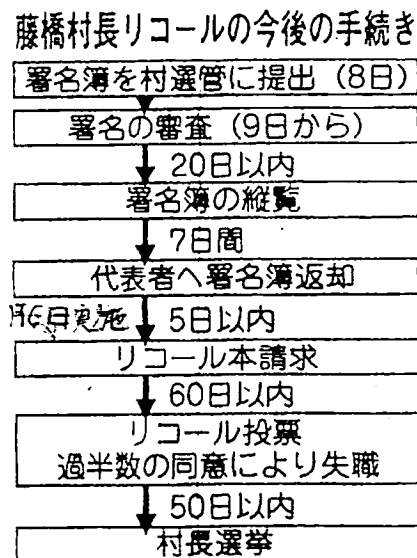
とを機に、村議会の自主
解散や、現職村長による
村長の任期などの再選制
についている小さな村。島中村
長が大阪市の商工会社社長
と不明朗な業務委託契約を
結んだ問題をきっかけに、
リコール運動が起った。署
名簿提出のこの日、村は盛
ん。

署名を提出した「藤橋
村を支える会」の代表メ
ンバーの中川治（さん）
は「一時は必要署名数
は無理と思ったが、最終
的に20人近くの賛
同が得られ、ありがた気
を思った」。

有権者の3分の1に当たる
121人をクリアしてい
る。だが、審判官の無
効署名が、とれけ出るか
分らない。署名提出の期
日を迎えたグループ関係者
から賛否がはれる気味は
あった。

「一万人、村長支持者の50代
男性は「島山ダムの補償金
問題、小さな村に利益
をもたらした村長は、やは
り頭が切れる。個性は強い
が、実績は実績として認め
るべきだ」として、早く
から村に戻れないもの
か」と言葉少なに話してい
た。

藤橋村、混迷さらに



「死亡者署名も
あえて提出」
提出された128人の署
名簿の中には、数日後に死
亡した人を含まれていると
いう。県選管によると、死
亡者の署名は無効。だが、
住民グループは「貴重な意
見表示。無効は承知であえ
て提出した」と話す。

村選管では、署名簿の有
効性に不審がなければ、
20日間以内の新選中、関
係者らに話を聞き、場合
によっては無効とする
という。



村選管に署名簿を提出する藤橋村を支える会代表
の中川治（さん）（左から2人目）ら

速報 98年1月22日島中村長辞任 同氏は再度村長選に立候補の予定

毎日新聞 1997. 12. 9

「徳山ダム建設中止を求める会」からのお願い

藤橋村に手紙を書いて下さい 事務局: 近藤

(1) 藤橋村で、村長リコール運動をしておられる人達のお話を伺っていると、「徳山ダムは要らない」という認識を、ずっと前から持っておられたことが分かります。そして「ダムに寄り掛かって補助金を得ることが地域振興である」という、これまでの「常識」（それは全国の多くの山村の「常識」でした）をきっぱりと否定しています。「活性化とは一人一人が毎日を生き生きと暮らしていくこと」。ハコモノと自然破壊の公共事業では、村人が生き生きと暮らしていくことはできません。古くからの村人と村の外から移住した人（藤橋村は、ダムによる補助金で村営住宅を建てて村外から住民を招くという過疎対策を行ってきた。有権者の2〜3割を新村民が占める。中にはハコモノの職員として移住してきた人もます）とが、この運動を通して、ともに新しい村政を模索しています。リコール運動開始以来、4回開かれた村民集会で、お互いの理解が深まったと喜んでおられました。

(2) しかし、島中現村長のシフトサは相当なもので、権力にしがみつ়く執念の凄まじさが一種の求心力となって、相変わらず一定の勢力を保っているのも事実です。

「全国の地方自治、民主主義の前進が、この藤橋村の村長選にかかっている」というくらいの「気負い」「意気込み」がなければ、藤橋村の新しい動きは潰されてしまうかもしれない、という一抹の不安、懸念がないでもありません。

(3) そこで、皆さんにお願いです。

「全国の地方自治、民主主義の前進がここにかかっている」「無駄な公共事業を止めて、真の政治改革、財政改革を」「山村が、“公共事業”（ときには産廃や、米軍基地）に頼ることなく、真の“活性化”へと向かう結節点」「全国の市民が期待を込めて注目しています」という趣旨の手紙を、藤橋村に数多く寄せていただけないでしょうか。

1998年1月7日

宛て先

中川治一さん (リコール署名の代表者)

岐阜県揖斐郡藤橋村東横山 386 0585-52-2351

横山周導さん (リコール署名運動の事務局)

岐阜県揖斐郡藤橋村東横山 460 0585-52-2116

● 3月14日（土）は国際ダム反対行動DAY

昨年3月、ブラジル・クリティバで世界各国からの参加者のもと、開かれた「第1回国際ダム被害者会議」で毎年3月14日を「国際ダム反対行動DAY」にしようということに決まりました。

そこで、アメリカのNPO・国際河川ネットワーク(International Rivers Network: IRN)では、現在、3月14日(土)に世界中で一斉にダム被害者やダム問題に関わっている人たちで行動を起こそう!という呼びかけを行っています。

「行動:アクション」の内容としては、大小に関わらず、川の掃除やデモ、勉強会、新聞投書などなど何でもよく、「ダム反対」の意志を世界各国で一斉に表明しようということです。その「アクション」の情報を国際河川ネットワーク(IRN)に知らせ、IRNがコーディネイトし、メディアに知らせ、情報を発信することでダム問題が国際的な問題であること、私達の経験はつながっていること、それぞれの経験から学ぶことができることをアピールします。

そこで、是非日本でダム問題に立ち向かっている方々にも是非ご協力いただきたいと願っております。規模は小さくても、個人又は団体それぞれが日本各地で何らかの行動を起こし、日本全体で「ダム反対」の意志を表明しようではありませんか。多くの方々の参加をお待ちしております。

西田陽子 BYJ01252@niftyserve.or.jp
tel&fax 096-329-0830

【お問い合わせ:ご連絡】

国際河川ネットワーク

e-mail:irnweb@irn.org

国際河川ネットワークホームページ

<http://www.irn.org/programs/action/call.html>

国際河川ネットワークとは

国際河川ネットワーク(IRN)は経済学、陸水学、河川工学、環境科学、生物学、法律などの専門分野に優れたスタッフが各国で問題になっている大型ダム計画の調査や代替案の作成、情報提供などを手がけている。

現在、彼らが取り組んでいる問題は三峡ダムやメコン川プロジェクト、インドのナルマダダムなど、主に第三世界で繰り広げられている大規模河川開発問題である。ダムなど河川の巨大建造物は環境破壊を引き起こすばかりでなく、その費用対効果が得られなくなっていることや、水没予定地の住民の人権無視など数々の問題をはらんでいる。

IRNは、これらのプロジェクトに融資している世界銀行などの国際金融機関に融資を止める働きかけを行い、「バンク・チェック」という機関誌を発行し、金融機関の融資を監視している。またアメリカにある千以上の川の団体に働きかけ、強力なロビー活動も展開している。

事務局からのお願い

- 1、情報を事務局までお寄せ下さい。そのまま全国へ知らせる必要があるものは印刷に耐える形でお願いいたします。新聞記事等もよろしくお願いいたします。
- 2、年会費の更新をお願いいたします。98年度年会費未納の方には振込取扱票を同封させていただきました。個人年会費は2000円、団体年会費は5000円です。よろしくお願いいたします。